

英国知的財産庁（UKIPO）、英国のEU離脱（Brexit）後の移行期間の終了後の
送達宛先に関する規則改正についてのガイダンス等を公表

2020年11月24日
JETRO デュッセルドルフ事務所

2020年12月31日に英国の欧州連合（EU）離脱（Brexit）後の移行期間が終了するところ、英国知的財産庁（UKIPO）は、特許・商標・意匠の送達宛先（address for service (AfS)）に関する現在の規則¹から欧州経済領域（EEA）への言及を削除する改正について、意見募集の結果及び政府の対応（2020年11月19日付）並びにガイダンス（2020年11月23日付）（以下「ガイダンス等」という。）を公表した。また、UKIPOは、2020年10月28日に公表済の主な変更点の概要における送達宛先に関する情報も更新（2020年11月24日付）した。

なお、本ガイダンス等によれば、送達宛先とは、UKIPOと連絡を取るため及び知財法に基づく手続の目的で使用する宛先であり、自己の宛先、又は、希望する場合には代理人の宛先であってもよい、としている。

本ガイダンス等によれば、政府は送達宛先に関するUKIPOの規則からEEAへの言及を削除する改正を行う予定（2021年1月1日に施行予定）であり、2021年1月1日以降は、UKIPOに対して新たな出願及び係争手続を開始するための新たな請求に関して、英国、ジブラルタル又はチャンネル諸島の送達宛先が必要となり、EEAの宛先は認められなくなる、等としている。

ただし、当該規則には継続中のケースに関する経過規定が含まれることになる、また、EUと英国との間の離脱協定²（Article 55(2)）は、UKIPOが2021年1月1日にEUの権利に基づいて付与する英国の権利（「同等の商標」及び「再登録意匠」）については、UKIPOは2021年1月1日から3年間は英国の送達宛先を求めない、ということの意味する（ただし、この3年間のEEAの宛先の保持は、EUを指定する国際商標・国際意匠に基づいて付与される同等の商標・再登録意匠には適用されない）、等としている。

以上の内容について、並びに、2021年1月1日以降の手続及び2021年1月1日よりも前に開始された各種手続における英国の送達宛先の要否に関する更なる詳細等については、

¹ 送達宛先に関する意見募集についてのUKIPOの[ウェブサイト](#)14.によれば、改正を必要とする規則は以下のとおりであるとしている。

- ・ Rules 23 and Schedule 1 of the Design Right (Proceedings before Comptroller) Rules 1989.
- ・ Rule 103 of the Patents Rules 2007;
- ・ Rule 42 of the Registered Design Rules 2006; and
- ・ Rule 11 of the Trade Mark Rules 2008

²

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/862063/TS3202_1.PDF

本ガイダンス等の原文を参照されたい。

－ UKIPO のガイダンス等は、以下参照 －

(意見募集の結果及び政府の対応)

[Consultation outcome](#)

[Government response to call for views on Address for Service \(AfS\)](#)

(ガイダンス)

[Address for service for intellectual property rights from 1 January 2021](#)

(主な変更点の概要)

[Intellectual property after 1 January 2021](#)

－ 英国の EU 離脱に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

- [英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後の知的財産に関する主な変更点の概要を公表 \(2020 年 11 月 6 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州連合知的財産庁 \(EUIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) の影響に関する情報を更新 \(2020 年 9 月 18 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州委員会、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新 \(特に、知的財産権の税関エンフォースメントの分野\) \(2020 年 8 月 20 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州委員会及び英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国の EU 離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新 \(2020 年 7 月 14 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州の関係当局、英国の欧州連合 \(EU\) 離脱 \(Brexit\) の知的財産への影響に関する情報を公表 \(2020 年 2 月 3 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、合意なき英国の離脱 \(no-deal Brexit\) の場合における 知的財産に関するガイダンス文書を更新した旨公表 \(2019 年 9 月 23 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、英国の EU 離脱 \(Brexit\) の場合における広報キャンペーンを英国政府が開始した旨公表 \(2019 年 9 月 16 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、補充的保護証明書に関する法案についてのオープン・コンサルテーションを開始 \(2019 年 7 月 11 日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、知的財産と英国の EU 離脱に関するガイダンス文書を公表 \(2019 年 1 月 25 日\) \(PDF\)](#)
- [英国政府及び欧州委員会、交渉官レベルで合意した離脱協定案を公表 \(2018 年 11 月 15 日\) \(PDF\)](#)
- [英国政府、EU 離脱協定の合意がなかった場合 \(「No Brexit Deal」\) における 知的財産関係のガイダンス文書を公表 \(2018 年 9 月 27 日\) \(PDF\)](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所 \(UPC\) 協定を批准 \(2018 年 4 月 30 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州連合知的財産庁、英国による EU 離脱問題 \(Brexit\) の EU 商標及び共同体意匠へ](#)

- の影響に関する Q&A を公表 (2018 年 1 月 31 日) (PDF)
- 英国上院 (貴族院)、統一特許裁判所協定関連法案を採択 (2017 年 12 月 15 日) (PDF)
 - 英国下院 (庶民院)、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院 (貴族院) 審議へ (2017 年 12 月 11 日) (PDF)
 - 欧州委員会、英国 EU 離脱交渉に係るポジションペーパーを公表 (2017 年 9 月 12 日) (PDF)
 - 英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出 (2017 年 5 月 30 日) (PDF)
 - 英国知的財産庁、欧州統一特許裁判所協定批准に向けた準備を継続する旨公表 (2016 年 11 月 28 日) (PDF)
 - 英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表 (2016 年 8 月 4 日) (PDF)
 - 欧州特許庁、英国における EU 離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表 (2016 年 6 月 27 日) (PDF)

(以上)